

ヘルパーによる「医療的ケア」を求める人が多いのに、対応する予定のない福祉事業者が 6 割――。研修を受けたヘルパーなどが日常生活に必要な一部の医療的ケアを行えるとした制度改正が 2012 年 4 月に始まったことを受け、千葉市が今年 5 月に実施した調査でこんな実態が浮かんた。市障害企画課は「潜在するニーズや深刻な介護実態がみえてきた。研修費用の助成など今後の対策に生かしたい」としている。

調査は、市内の福祉事業所や特別支援学校に通う重度心身障害者 171 人にアンケートを配布し、約半数に当たる 76 人が回答（介護者による回答含む）。市内の 315 事業所にもアンケートし、81 事業所が回答した。

公表結果によると、利用者側ではたん吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的ケアを必要とする人は 64 人だった。そのうち 60 人が介護者を「母親のみ」と答え、母親に負担が集中している現状が浮き彫りになった。法改正でヘルパーも行えるようになったたん吸引などを家族が行っているケースは 50 人に上った。

また、回答した 50 人のうち、39 人は自宅で、31 人は短期入所でヘルパーなどによる医療的ケアを受けたいとの希望を示した。その理由は「介護者の休

息確保」「介護者の病気など緊急事態の対応」などだった。

回答者からは「医療的ケアができる事業所を探しているが見つからない」、「特別支援学校卒業後に医療的ケアに対応できる受け入れ先が少なすぎる」という指摘が目立った。

一方、アンケートに回答した事業所側。「医療的ケアを行う予定はない」と答えたのは約 6 割の 46 事業所に上った。主な理由は「医療事故などのリスクが大きい」（約 48%）、「利用者数の見込みが立たない」（約 45%）、「研修費用の問題など研修受講が難しい」（約 20%）など（複数回答可）だった。

同課は「医療的ケアといっても特別支援学校の教師なども行っており高度な技術が必要なものではない。制度改正の趣旨を周知徹底したい」と述べた。

市重症心身障害児（者）を守る会の加藤悦子会長は「子どもが医療的に重症であるほど、親はかかりきりで育児をしなければならない。障害者の在宅生活への移行を進めるのであれば、市町村に責任を持って受け止めてほしいし、そのためには安心して医療的ケアを受けられる事業者が増えることを望む」と話す。

（毎日新聞・千葉 2013 年 8 月 10 日）